

「緊急医師確保修学資金の貸与を受けた 医師の勤務等に関する要綱」の改正について

① 「へき地医療従事」の期間、場所等の明記

- 1 へき地医療に従事しなければならない期間、業務内容等について明記
- 2 へき地医療に従事するために必要な研修（地域医療研修）の期間、内容について明記

へき地医療従事の場合の勤務先（例）

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
従事・ 研修期間	臨床研修		へき地医療従事 地域医療研修		専門研修			へき地医療従事	
勤務先例	県内臨床研修病院		南奈良総合医療 センター 等		へき地診療所 五條病院 吉野病院 等		奈良県立医科大学 県総合医療センター 等		
義務期間									

②義務年限に算入できる研修期間の統一

修学資金の貸与を受けた医師が従事を指定される県内の公立・公的医療機関（指定従事医療機関）以外での研修を目的とする勤務について、知事が適当と認め義務期間に算入できる奈良県立医科大学付属病院等での研修期間の上限を「**通算3年間**」に統一する。

区 分		現 行	改正案
研修内容	研修（勤務）先		
特定診療科等※	奈良医大附属病院	通算3年	通算3年
	奈良医大病院以外の県内の医療機関（民間病院）		
特に必要な専門的な知識及び技術を習得できると認められたもの	県外（国外を含む。）医療機関		
特定診療科等以外の診療科等（総合内科、児童精神分野、 へき地医療 ）	奈良医科大附属病院 指定従事医療機関	通算2年	

※特定診療科等：産科、小児科、麻酔科、救急科、総合診療科、外科、救命救急センター

③ 県費奨学生医師の指定従事医療機関の追加・削除について

1 生駒市立病院の追加

公立病院である生駒市立病院を追加する。

2 近畿大学奈良病院（産科・NICU）の削除

近畿大学奈良病院の分娩機能およびNICU棟の休止に伴い、表から削除する。

令和6年4月1日施行予定

奈良県緊急医師確保修学資金の貸与を受けた医師の勤務等に関する要綱別表（第8条関係）

改正案	現行
知事が定める特定診療科等を有する医療機関	知事が定める特定診療科等を有する医療機関
奈良県総合医療センター 奈良県西和医療センター 南和広域医療企業団五條病院 市立奈良病院 大和高田市立病院 宇陀市立病院 南和広域医療企業団吉野病院 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター 国保中央病院 社会福祉法人恩賜財団済生会奈良病院 社会福祉法人恩賜財団済生会中和病院 社会福祉法人恩賜財団済生会御所病院 独立行政法人地域医療機能推進機構大和郡山病院 独立行政法人国立病院機構奈良医療センター 奈良県総合リハビリテーションセンター 独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター	奈良県総合医療センター 奈良県西和医療センター 南和広域医療企業団五條病院 市立奈良病院 大和高田市立病院 宇陀市立病院 南和広域医療企業団吉野病院 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター 国保中央病院 社会福祉法人恩賜財団済生会奈良病院 社会福祉法人恩賜財団済生会中和病院 社会福祉法人恩賜財団済生会御所病院 独立行政法人地域医療機能推進機構大和郡山病院 独立行政法人国立病院機構奈良医療センター 奈良県総合リハビリテーションセンター 独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター <u>近畿大学奈良病院（産婦人科・NICU）</u>
<u>生駒市立病院</u>	
上記のもののほか、知事が特に指定する県内の医療機関	上記のもののほか、知事が特に指定する県内の医療機関
ただし、外科又は脳神経外科においては、第8条第2項に掲げる要件を満たす医療機関とする。	ただし、外科又は脳神経外科においては、第8条第2項に掲げる要件を満たす医療機関とする。